

ベター・レギュレーションの進捗状況について
(第4回)

— 平成21年7月～平成22年6月 —

平成22年8月4日
金融庁

— 目次 —

はじめに	… 1
I. 国際的な金融規制改革への対応	… 3
1. 国際的な金融規制改革の動向	… 3
(1) これまでの経緯	… 3
(2) 主要な合意事項	… 3
2. 国際的な金融規制改革とベター・レギュレーション	… 4
(1) ルール・ベースとプリンシプル・ベース	… 4
(2) 金融機関の自助努力とインセンティブ	… 5
(3) 透明性・予測可能性	… 5
3. 我が国の対応	… 6
(1) 金融規制改革への取組態勢	… 6
(2) 我が国の立場	… 6
(3) 今後の対応	… 7
[補論1：国際会計基準(IFRS)への対応]	… 7
[補論2：グローバルな市場動向の把握態勢の強化]	… 8
II. 円滑な金融仲介機能の促進	… 9
1. 優先課題としての金融円滑化の推進	… 9
2. 中小企業金融のきめ細かい実態把握	… 9
3. 金融機能強化法の活用促進	… 10
4. 中小企業金融円滑化法の施行と適切な実施	… 10
[補論3：改正貸金業法の完全施行の円滑な実施]	… 11

Ⅲ. 将来を展望した制度整備の推進	… 12
1. 将来を展望した制度の検討	… 12
2. 我が国金融システムの強化等に向けた具体的な対応	… 12
3. 金融面における成長戦略の策定	… 13
(1) 新成長戦略の策定	… 13
(2) 「金融戦略」の具体化	… 13
(3) 成長戦略とベター・レギュレーション	… 14
[補論4：「金融戦略」と他のアジア諸国との連携]	… 14
4. 制度整備におけるベター・レギュレーションの有用性	… 15

(参考) ベター・レギュレーションへの取組み <平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月>

はじめに

ベター・レギュレーションへの取組は、本年で3年が経過した。ベター・レギュレーションとは、より良い規制環境を実現するための金融規制・監督の質的な向上を目指す取組みであり、以下の「4つの柱」と「当面の5つの取組み」の下で進めてきた。

【4つの柱】

1. ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ
2. 優先課題の早期認識と効果的対応
3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

【当面の5つの取組み】

1. 金融機関等との対話の充実
2. 情報発信の強化
3. 海外当局との連携強化
4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
5. 職員の資質向上

平成21年7月に公表した前回報告書では、世界的な金融危機が発生した状況にかんがみ、金融規制環境が変化する中におけるベター・レギュレーションの意義を、危機対応策の検証も踏まえて再確認するとともに、検査・監督におけるベター・レギュレーションの一層の定着を図り、将来にわたり推進するための独自の取組みについてとりまとめた。

今回報告書が対象とするその後1年間においては、国際的には、世界的な金融危機を再発させないための金融規制改革についての議論が進展した。我が国としても、より良い国際的な金融規制改革の実現のため、これに積極的に対応していくことが求められた。

国内においては、世界的な金融危機の影響等から、引き続き厳しい経済情勢が続き、とりわけ中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、円滑な金融仲介機能をいかに促進していくかが大きな課題となった。

さらには、今般の市場発の世界的な金融危機の教訓も踏まえつつ、少子高齢化の進展といった今日の我が国経済の課題を前提として、いかに強靱であり経済成長に貢献す

る金融システムを構築するため、どのような制度整備を行っていくことが必要かについて、検討することも必要となった。

今回の報告書では、この1年の我が国の金融行政にとって優先度の高いこれらの課題について、限られた行政資源の中で、ベター・レギュレーションの観点から、どのような取組みを行ったかを記すものである。あわせて、当庁の様々な行政分野において行ってきたベター・レギュレーションへの取組みについて、「4つの柱」と「当面の5つの取組み」にあわせて、整理したところであり、参考として添付した。

I. 国際的な金融規制改革への対応

1. 国際的な金融規制改革の動向

(1) これまでの経緯

世界的な金融危機の発生直後、国際的な努力は、危機の深化をいかに防ぐかとの観点から払われてきた。各国による政策対応が奏功し、金融危機が小康状態に至る中で、国際的な議論は短期的な危機対応措置から、中長期的な規制再構築へと重点を移していった。

2009年4月の第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)においては、危機後の規制再構築を展望した「金融システムの強化に関する宣言」が発表され、健全性監督の強化や金融規制の範囲の拡大等が提言された。

2009年9月の第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)では、金融システムの強化に向け、質の高い自己資本の構築や、報酬慣行の改革、店頭デリバティブ市場の改善、システム上重要な金融機関への対処等の重要な改革の推進について、合意が得られた。

更に、ギリシャなど一部の国においてソブリン・リスクへの警戒感が高まるなど、新たな課題が浮上する中、本年6月の第4回G20首脳会合(トロント・サミット)においては、改革の進展が確認されるとともに、更なる推進が合意された。

(2) 主要な合意事項

これまでの議論の結果、主として以下のような点について国際的な合意が得られている。

- 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制
 - ◇ 自己資本の質・量の強化、流動性規制の導入、レバレッジ規制の導入
- システム上重要な金融機関
 - ◇ その金融システムにもたらすリスクに応じて、規制・監督を更に強化
- 格付会社の規制・監督
 - ◇ 登録制の導入
- ヘッジファンドの規制監督
 - ◇ 登録制の導入
- 店頭デリバティブ市場の規制・監督
 - ◇ 中央清算機関を通じた決済や取引情報の報告等の導入
- よりきめ細かい監督
 - ◇ より実効的な監督のための監督強化の勧告を今後策定

- 金融機関の破綻処理
 - ◇ 破綻処理の原則にコミット
- 金融セクターへの負担金
 - ◇ 金融セクターが金融システム修復等の負担を支払う手法は様々
- ピアレビュー
 - ◇ 金融規制について透明性のある国際的なピアレビューを実施

2. 国際的な金融規制改革とベター・レギュレーション

現在の国際的な金融規制改革の流れは、これまでの金融規制・監督の問題点が明らかになるなかで、金融規制の改善を目指すものである。国際的に協調して、より良い金融規制の実現を促していくことは、我が国にとっての国益でもあり、これまで我が国がベター・レギュレーションの取組みの中で培ってきた考え方を踏まえ、議論に積極的に対応していくことが求められている。

今次の世界的な金融危機については、我が国においても、金融システムへの直接の影響は相対的に限定されていたものの、グローバルな金融市場の混乱や世界経済の後退により、実体経済の悪化や株価の大幅な低下などが生じた。このことを踏まえ、この危機の教訓から学ぶべきものを汲み取り、我が国の金融規制・監督の改善を図っていくことも必要なことである。

(1) ルール・ベースとプリンシプル・ベース

より良い金融システムを国際的に実現していくため、国際的に共通のルールを設けていくことは必要であり、今次危機を受けその重要性は高まっている。このため、現在G20などで、自己資本・流動性規制、格付会社やヘッジファンドの登録制といった、ルール・ベースの規制強化の方向性が合意されている。

他方で、こうしたルール・ベースの国際的な規制が過度に画一的なものとなれば、各国ごとの多様な金融システム・制度のあり方や金融機関の多様なビジネスを阻害し、経済成長にとって不可欠な適切なリスクテイクを妨げるおそれもある。

こうした観点から、わが国は、①中長期的な規制強化の実現が重要であること、②規制改革はバランスが重要であり、各国の事情にも十分配慮が必要であること、③危機の再発防止には、規制強化のみに軸足を置くのではなく、リスク管理や監督の強化も重要であることなどを主張してきた。

このようなわが国の主張も反映して、国際的な議論にも、次のような動きがあるところである。

- 金融システム修復等のための政府介入が行われる場合に金融セクターに負担を負わせる政策手法が様々であることを踏まえ、納税者の保護、金融システムのリスク抑制といった原則に合意

- システム上重要な機関(SIFIs)についての規制・監督について、guided discretion の下で政策メニューを示していく方向で作業が進捗
- 規制のみならず、監督も重要であり、このための提言を策定するための作業が進捗

また、国際的に共通のルールが合意された後であっても、各国がそれらの規制を国内において効果的に実施していくためには、国毎の経済状況の違いや、金融機関の多様なビジネスを踏まえて実効的な監督を確保していくことが求められる。これらの金融規制の国内適用に際しては、まさにベター・レギュレーションの考え方に則り、ルール・ベースとプリンシプル・ベースの組み合わせによる規制・監督を行っていくことが必要となる。

なお、国際的に合意された共通のルールの実効性を確保する観点から、それを各国が適切に遵守し、執行しているか注意深くみていく必要がある。

(2) 金融機関の自助努力とインセンティブ

より良い国際的な規制体系の実現には、新たな規制が金融機関に対し適切なインセンティブを与え、かつ、金融機関の自助努力を可能とするものであることが、大前提となる。このため、新たな規制体系が金融機関に与える影響をきちんと把握するとともに、規制対応のための準備期間を金融機関に与えることで前向きな努力を引き出していくことが必要となる。

このような観点から、例えば、自己資本・流動性規制の導入に関し、我が国の主張も反映して、以下のような点につき国際的な合意が得られている。

- 新たな規制が金融機関にどのような影響を与えるかを把握するための定量的影響度調査(QIS)の結果を十分に考慮する。
- 規制の実施にあたり、金融機関の準備期間を確保する観点から、新規制の段階的实施に向けた措置や、グランドファザリング(新規制実施後も、既存の取り扱いを一定期間認めること)を十分な期間にわたり設定する

(3) 透明性・予測可能性

世界的な金融危機を踏まえ、特に欧米各国で新たな規制導入の動きが生じる中、こうした取組みが各国でバラバラに行われた場合、規制における透明性・予測可能性を国際的に低下させるおそれもある。

G20首脳会合を中心として国際的に協調して進められている規制改革の動きは、こうした懸念に対応し、国際的に整合性の取れた金融規制の実現を目指すものである。また、金融機関に対する透明性・予測可能性を最大限高めるとの観点も踏まえ、G20首脳会合における首脳宣言や、金融安定理事会(FSB)における各種報告書の公表などを通じ、作業の進捗状況やそれぞれの時点での考え方をできる限り明らか

にするようにされている。

また、金融規制・監督についてG20での合意が着実に実施されることを担保することで国際的な透明性・予測可能性を高めることができる。我が国はFSBにおいて実施モニタリングネットワークの議長を務め、この面での国際的な取組みに貢献している。

3. 我が国の対応

(1) 金融規制改革への取組態勢

我が国としては、国際的な金融規制改革の議論は、世界の金融の新たなランドスケープを構築するとともに、我が国金融機関及び我が国経済にも多大な影響を与えるものであり、きわめて優先度の高い課題と認識し、政務三役の指揮の下、以下の通り、行政資源を集中的に投入してきた。

- 国際担当部局のみならず、企画担当部局・監督担当部局も含め、金融庁全体として密接に連携しながら、対応方針を策定
- 対応方針の策定にあたっては、日本銀行に加え、規制の対象者である民間金融機関等とも密接に意見交換し、規制案の具体的な影響等についても十分な情報収集を行いつつ、対応
- バーゼル委員会等の各種会議への出席者についても、様々な部会やワーキング・グループが同時並行的に進行する中、会議の議題に応じて、国際担当部局の職員に加え、監督部局の職員等を派遣
- ハイレベルの担当として、昨年より創設された国際担当総括審議官が、国際会議(電話会議含む)の急増に対応するのみならず、日常的に各国監督当局の長官級と連絡を取り合い、我が国の主張についての理解を広める等、積極的に交渉に参画
- G20/G7などの国際会議には、当庁の幹部職員を派遣し、外務省・財務省と連携しつつ、我が国の考え方が各国に共有され共同声明等に反映されるよう、会議の準備段階から尽力

(注)本年2月のG7には、金融担当副大臣が同行。

- バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合については、平成21年9月、22年1月の2回とも、金融庁長官が出席し、我が国の考え方を主張

(2) 我が国の立場

2. で述べたようなベター・レギュレーションの観点も踏まえ、我が国としては、国際的な金融規制の議論において、これまで以下のような考え方を主張してきた。

- 危機の再発防止のため、中長期的な規制強化は必要
- 規制の内容については、各国の実情を踏まえバランスの取れた(well balanced)なものとするべき
- 今回の危機が市場発のものであることを踏まえた規制内容とするべきであり、また、各種規制の内容が相互に矛盾のないものとするべき
- 規制の性急な実施が景気低迷を招くことのないよう、実体経済にも十分配慮すべき

このような考え方は、これまでの国際的な議論においても賛同を得ている。例えば、トロント・サミットにおいて、新基準の実施時期については、①持続的な回復と統合的で市場の混乱を抑えるような移行期間を経て、2012年末までを目標に、段階的に実施すること、②この段階的実施の枠組みは、各国の異なる状況を反映し、新基準との間の当初の差異が時間をかけて縮小するように設定すること、が合意された。

(3) 今後の対応

今後、国際的に幅広い規制の具体化が進められていくこととなる。我が国においては、これまで、金融商品取引法の改正による格付会社の登録制や店頭デリバティブ市場の清算集中の導入など、フォワード・ルッキングに着実に対応を重ねてきたところであり、今後とも必要な規制の具体化を行っていく。

また、国際的に活動する自己資本・流動性規制、よりきめ細かい監督のあり方、システム上重要な金融機関への対処等については、本年11月のソウル・サミットまでに、最終提案が行われることとなっている。我が国としては引き続き、行政資源を有効に活用し、ベター・レギュレーションの考え方も踏まえた我が国の立場を新たな国際的な金融規制体系に最大限反映させるべく、対応していく。

[補論1：国際会計基準(IFRS)への対応]

国際会計基準(IFRS)については、我が国では2010年3月期から、国際的な財務・事業活動を行う上場企業の連結財務諸表に限定して、任意適用を開始したところである。

G20首脳会合においても、単一で質の高いグローバルな会計基準の実現が求められており、我が国でも更に2012年を目途にIFRSの強制適用の是非を判断することとなっている中、IFRSが、各国の経営実態や取引慣行をも踏まえた真の「国際」会計基準となることは、我が国の企業活動や経済にとってきわめて重要な課題となっている。

このため、金融行政においても、ベター・レギュレーションの考え方に則り、以下の通り、IFRSについて、優先課題として認識し重点的に対応するとともに、その透明性・予測可能性を向上させるべく、国内・海外の双方において、関係者との対話や情報発

信を強化してきた。

- IFRS に準拠した連結財務諸表の作成者の利便に資するよう、IFRS に基づく連結財務諸表や四半期連結財務諸表の開示例を公表するとともに、関係者に対する説明会を開催
- IFRS についての我が国における正確な理解を促進すべく、「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」を公表
- IFRS の策定主体を監視するための日米欧証券当局等からなるIFRS 財団モニタリング・ボード会合について、金融庁長官(又は国際担当総括審議官)が出席し、デュー・プロセスの確保や基準の実務との整合性の重要性など、我が国としての考え方を主張
- IFRS 財団モニタリング・ボードによるIFRS 財団のガバナンスを見直すためのワーキング・グループの議長に国際担当総括審議官が就任
- 国際会計基準審議会(IASB)議長等のIFRS 関係要人に対し、先方の来日や当方の海外出張等の機会における面会や日常的なコミュニケーションを通じ、公正価値へ過度に依存することの弊害や持合株式等の実務との整合性の重要性など、我が国の企業や投資家等の関係者の意見を積極的に伝達

[補論2：グローバルな市場動向の把握態勢の強化]

昨年秋以降、ドバイの政府系企業による債務の返済延期要請を受けた国際的な金融市場の動揺や、ギリシャ等ユーロ圏の財政状況をめぐる不安定な状況が発生した。

このような状況を踏まえ、グローバルな株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の各市場の状況や、内外のマクロ経済の情勢等、金融機関の経営等に影響を及ぼし得る情報について、庁内の各部局が収集・分析している情報を集約し横断的に共有することを目的とした態勢を整備した。

Ⅱ. 円滑な金融仲介機能の促進

1. 優先課題としての金融円滑化の推進

平成 20 年秋以降、世界的な金融危機を受け、我が国の実体経済の急速な悪化が進展する中、金融機関が過度にリスクテイクに慎重になり、金融仲介機能が低下するのではないかというおそれが生じた。

こうした状況にかんがみ、金融庁では、ベター・レギュレーションの観点からも、優先的に取り組むべき課題として、金融機関がリスクテイクとリスク管理のバランスを適切に図り、実体経済を支えていくことを促すべく、金融円滑化に向けた取組みを推進してきた。

具体的には、借り手側との直接の対話を通じて中小企業金融の実態をきめ細かく把握することに努めるとともに、金融機能強化法の改正と活用促進など、貸し手側のリスクテイク能力を高めるための様々な措置を講じることにより、円滑な金融仲介機能の維持・促進を図ってきた。

こうした取組みにかかわらず、引き続き、厳しい経済金融情勢が継続している状況を踏まえ、金融庁では、平成 21 年 10 月、中小企業金融円滑化法案を策定し、国会に提出した(11 月成立)。同法が 12 月に施行された後は、その適切な実施や周知徹底を図ってきたところである。

金融円滑化を図るためには、金融機関の自助努力を促すことが何よりも重要であり、また、金融機関の対応を促し、制度の実効性を確保するために、行政側の対応の透明性や予測可能性を確保することが不可欠である。こうした観点から、各施策の制度設計に当たっても、金融機関の自助努力に向けたインセンティブを高める工夫を講じるとともに、検査・監督上の着眼点を明確化するなどの取組みを行ってきた。

以下では、こうしたベター・レギュレーションの考え方を踏まえて行われた、過去 1 年間の金融円滑化に向けた取組みを詳述する。

2. 中小企業金融のきめ細かい実態把握

中小企業等を取り巻く厳しい状況を踏まえ、金融円滑化のためのより良い施策を行っていくためには、まず中小企業金融のきめ細かい実態把握が必要である。このため、以下の通り、借り手である中小企業との対話の充実等を通じて、実態把握の深化・拡充を図ってきている。

- 全国の商工会議所を対象とした中小企業の業況や資金繰り状況に関するアンケート調査や、商工会議所・商工会の経営相談員等を対象とした金融機関の融資姿勢に対する評価等に関するアンケート調査を実施
- 金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・

3. 金融機能強化法の活用促進

平成 20 年 12 月に成立した改正金融機能強化法は、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済や中小企業を支援することを目的としている。

同法に関しては、将来を見据えた経営の中で更なる金融仲介機能の発揮を展望する金融機関の自助努力を促すため、公的資本に係る配当率を平時の水準に設定するなど、同法の積極的な活用を促す環境整備が行われている。

金融庁では、昨年に引き続き、金融機関に対し、本制度の活用に向けた積極的な検討を行うよう、意見交換会等の場において繰り返し要請してきたところである。

4. 中小企業金融円滑化法の施行と適切な実施

既に述べた通り、昨年秋の時点においても、厳しい経済金融情勢の下、中小企業においては資金繰りが苦しく、また、住宅ローンの借り手についても雇用環境の悪化等を受け、返済負担が重くのしかかっている状況にあるとの声が聞かれた。金融庁では、このような声に答えるべく、中小企業等に対する融資について借手から申込みがあった場合、できる限り条件変更等に応じることを金融機関に求めることを内容とする中小企業金融円滑化法案を、平成 21 年 10 月 30 日に国会に提出した(同年 11 月 30 日成立)。同法については、年末の資金繰りに間に合わせるべく、成立後、迅速に施行(平成 21 年 12 月 4 日)するとともに、これに併せて、監督指針や検査マニュアルの制定・改定を行った。

さらに、同法が適切に理解され、有効に活用され、円滑な金融仲介機能が促進されるよう、ベター・レギュレーションの考え方に則り、以下の通り、金融機関代表者等に対して金融の円滑化を要請したほか、中小企業や住宅ローンの借り手に広く周知・徹底を図るため、積極的な広報活動に努めるなどの取組みを推進してきた。

(自助努力尊重とインセンティブの重視、金融機関等との対話の充実)

- 内閣総理大臣・金融担当大臣出席の下、金融機関代表者等との意見交換会を開催したほか、金融担当大臣が地方に赴き、地域金融機関と意見交換会を開催するなど、中小企業等への金融の円滑化を繰り返し要請
- 年末の金融機関の取組み状況を確認するとともに、年度末に向けた金融機関の取組みを促すため、主要行や地域銀行等に対して金融円滑化ヒアリングを実施するとともに、同法の実施状況等に関する検査を開始
- 検査・監督の事務負担の軽減について、各業界団体から具体的な要望を受け、特に強い要望のあった金融円滑化検査における事前提出資料の削減について見直しを行い、試行を開始

(行政対応の透明性・予測可能性の向上)

- 同法に基づく監督指針や検査マニュアルの整備を行い、検査・監督上の着眼点を明確化
- 同法に基づく実務上の取扱いの明確化を図るため、金融検査マニュアルや監督指針等に係るQ&Aを公表

(適切な情報発信による透明性の向上)

- 金融庁幹部職員等による全国各地での中小企業・金融機関向け説明会を開催
- 中小企業の事業主・住宅ローンの借り手に対してパンフレットの作成・配布や新聞広告を行うなど積極的な広報を実施
- 同法に基づく貸付条件の変更等の状況を集計・公表

[補論3：改正貸金業法の完全施行の円滑な実施]

多重債務問題の解決を目的として、国会の全会一致の賛成により、平成18年12月に成立した「改正貸金業法」は、3年半にわたり段階的に施行されてきたが、平成22年6月18日に、総量規制の導入等を含め、完全施行された。

改正貸金業法の完全施行にあたっては、これを円滑に実施するとともに、多重債務問題の解決と適切な資金供給の維持の両立を図るため、これまで、関係者との対話を踏まえた方策の検討・実施や適切な情報発信など、以下のような取組みを行ってきた。

- 金融庁の副大臣、大臣政務官等からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、ヒアリング結果等を踏まえ、借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進など、「借り手の目線に立った10の方策」を公表
- 同法に関する内閣府令改正案について広く意見の募集を行い、借り手の目線から適切なものについては、極力改正案に反映させ、公布
- 同法の内容について周知徹底を図るため、平成22年5月1日から「あなたは大丈夫？キャンペーン—貸金業法が大きく変わります！—」を開始し、ポスター、リーフレット、ポケットティッシュの作成・配布、新聞広告の掲載、政府広報の活用、金融庁ホームページの改善、インターネット広報を実施
- 同法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置

Ⅲ. 将来を展望した制度整備の推進

1. 将来を展望した制度の検討

フォワード・ルッキングな観点から優先課題を認識し、行政資源を重点的に投入していくというベター・レギュレーションの考え方も踏まえ、平成21年7月、今次の世界的な金融危機の発生やその影響等を踏まえ、我が国金融・資本市場のあり方につき多面的に検討するため、金融審議会金融分科会の下に基本問題懇談会を設置した。

基本問題懇談会においては、8回にわたり審議を行い、平成21年12月、検討結果を報告書に取りまとめ公表した。その内容は以下のとおりである。

- ① 1990年代の金融危機後、複線的な金融システム(銀行部門・市場部門を通じた多様でバランスの取れた金融仲介)の構築に向けた取組みにかかわらず、依然として銀行部門を通じた資金の流れに大きな比重があるとの現状認識
- ② 今次の世界的な金融危機の特徴(過度なレバレッジ、短期的な収益追求、市場を通じた危機の伝播)と我が国金融システムへの影響(国債レポ市場の混乱等)を分析し、今次の世界的な金融危機を踏まえ、より高い仲介機能と強靱性を有する金融システムの構築の重要性を認識
- ③ 少子高齢化の進展の中で経済の持続的成長に寄与することや、企業の価値創造の支援など、今後の我が国金融システム及び金融業の課題を整理し、複線的な金融システムの構築の重要性、金融業の自らの発展・社会的責任の遂行の重要性を認識
- ④ 市場発の金融危機への対応として、我が国金融システムがより強靱なものとなるよう、危機の要因となりうる不均衡の蓄積を予防するための方策、危機の伝播を抑制するための方策などについて取りまとめ

2. 我が国金融システムの強化等に向けた具体的な対応

上記の基本問題懇談会における検討と並行して、今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を踏まえ、金融庁政務三役の指揮の下、平成21年11月、我が国として対応すべき諸課題について平成22年通常国会に向けた具体的検討を開始した。

検討に当たっては、市場関係者等から意見を聴取し、平成21年12月、「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)」を公表し、その後、幅広く市場関係者等から再度意見を聴取した。こうした意見交換を経て、平成22年1月に「金融・資本市場に係る制度整備について」を整理・公表した。

また、当該整理を踏まえ、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図るために必要な、以下の措置等を盛り込んだ金融商品取引法等の改正法案を国会に提出した(平成22年5月12日成立、5月19日公布)。これらについては、今後の施行に向けて、

関係政府令等にかかるパブリックコメント手続や検査・監督上の着眼点の整備等を行い、透明性や予測可能性に十分配慮していく方針である。

- 金融危機を受け、欧米では、店頭デリバティブ取引の決済・清算に係る市場インフラ整備が不十分であったこともあり、取引相手方の破綻等による決済不能のリスクが深刻化。このため、店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に関し国際的な議論が進展。我が国においても、店頭デリバティブ取引等に係る決済の安定性・市場の透明性の確保を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用を義務付け
- 証券会社の組織の巨大化・複雑化（グループ化）が進む中、証券会社の業務に係るリスクの全体像の把握が困難となる場合等が存在するようになってきている状況を踏まえ、我が国金融・資本市場の安定性を向上させるため、証券会社に対する連結規制・監督等を導入

3. 金融面における成長戦略の策定

（1）新成長戦略の策定

平成 22 年 6 月 18 日、政府は、「強い経済」の実現に向けた戦略を示した「新成長戦略」を閣議決定した。「新成長戦略」においては、7つの戦略分野のうちの1つとして、「金融戦略」を掲げ、具体的な施策と実行計画（工程表）を示している。

「金融戦略」においては、金融の役割について、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすること、としている。こうした観点に立った上で、「投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金が供給できる金融産業を構築する」とともに、「ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める」こととしている。

（2）「金融戦略」の具体化

「金融戦略」の具体的な施策については、その検討段階において、金融機関や市場関係者に対してヒアリングを行い、「成長分野を支える金融」と「成長を支えつつ、自ら成長する金融」の観点から、現状認識に加え、必要な規制・制度の見直し等について広く意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、「金融戦略」では以下のような施策に取り組んでいくこととなっている。

- 総合的な取引所（証券・金融・商品）創設を促す制度・施策の検討
- プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組を促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立

「金融戦略」では、本年中に、これら施策についてのアクションプランをとりまとめることとなるが、具体的な制度設計に当たっては、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえて進めていく必要がある。

例えば、総合的な取引所に関しては、「証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状にかんがみ、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う」とこととされている。これについても、プレイヤーである取引所や取引金融機関の自助努力尊重と、これらのプレイヤーのインセンティブの重視との観点も、民間主体で持続的な金融市場の活性化を実現するために必須であり、適切な制度設計を行っていくことにより、総合的な取引所創設を促すという視点がきわめて重要である。

また、行政対応の透明性・予測可能性の向上との観点も、利用しやすい制度を構築するためには必須であり、当然のことではあるが、今後とも様々な関係者との意見交換を行いながら、各種施策の更なる具体化を図っていく方針である。

(3) 成長戦略とベター・レギュレーション

金融庁は、従来より、金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する重要な要素であり、金融規制の質的向上に伴う我が国市場の競争力強化は、我が国市場を母国市場とする金融機関の活躍の場を広げ、利用者利便の向上につながると思えてきたところである。

従って、「金融戦略」に掲げられた各種施策をベター・レギュレーションの考え方に則り実行していくことにより我が国の金融市場や金融産業の国際競争力を高めていくだけでなく、監督・検査といった制度の運営の質についても、ベター・レギュレーションの推進を通じて向上させていくことは、成長戦略を実施していく上で、引き続き重要な課題であるといえる。

[補論4：「金融戦略」と他のアジア諸国との連携]

「金融戦略」には、我が国金融機関のアジア域内での活動拡大を図る観点から、「アジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進」等の施策も盛り込まれている。

金融庁では、海外当局との連携強化を掲げるベター・レギュレーションの下、以下のとおり、過去1年間において他のアジア諸国との金融協議に積極的に取り組んできたところである。成長戦略を実施する観点からも、引き続き、アジア諸国の金融当局との連携を図っていく方針である。

- 日中韓の金融監督当局、財務省、中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」に参加したほか、日中韓金融監督ハイレベル会合、日中

韓金融監督者協力セミナーを東京にて主催

- 保険監督者アジア・フォーラムを東京にて主催し、アジア・オセアニア地域の保険監督当局のトップを招き、保険の規制・監督に関する課題等について情報・意見交換を実施
- マレーシア、フィリピンと経済連携協定(EPA)に基づく金融協議を開催したほか、韓国、台湾とも金融協議を開催。インドとは EPA 交渉を実施
- こうした全体的な取組みにより、アジア諸国における金融規制や検査・監督のあり方の見直し・改善に係る金融協力や市場アクセス問題に取り組み、これら諸国のベター・レギュレーションの推進にも寄与

4. 制度整備におけるベター・レギュレーションの有用性

以上、本章においては、この1年、将来を展望しての制度整備をベター・レギュレーションの考え方を踏まえてどう進めてきたかを詳述した。

各種制度の整備を推進していくうえでは、その検討初期段階から、詳細な現状認識と将来を展望した課題の抽出が不可欠である。そのためには、規制当局がプレイヤーである金融機関や市場関係者等との円滑なコミュニケーションを保ち、金融のあり方などの基本的な認識も含め、双方向の対話を充実させていくことがきわめて重要な取組みといえる。また、こうした対話の促進は、法案化などの具体的な制度設計の段階においても、必要不可欠な取組みである。

さらに、具体的な制度設計においては、金融機関等の自主的な取組みを促すインセンティブへの配慮や、今次金融危機に見られた短期的な利益追求などのインセンティブ構造の歪みに着目することも重要である。

加えて、関係者との事前事後の意見交換やパブリックコメント手続等も活用しつつ、新たな制度に関する行政対応について、十分な透明性・予測可能性を確保していくことが必要である。

このように、各種制度の整備を推進するにあたっては、ベター・レギュレーションの考え方に沿った検討・対応が有用であるといえよう。ベター・レギュレーションについては、従来、制度・規制の運営に当たっての考え方と捉えられる面もあった。しかし、そのような限定を付すことなく、金融行政全般にわたってベター・レギュレーションの考え方を活かし、まさに「質の高い」金融行政を目指していくことが重要である。世界の金融と我が国経済を取り巻く環境が複雑化し、かつ、変化の速度を速める中で、金融行政にとって、フォワード・ルッキングに先々を見通しつつ、ベター・レギュレーションの取組みを着実に遂行していくことが、ますます重要な課題となってきていることは間違いない。